

第二東京弁護士会 仲裁センター 御中

手続参加についての同意書

以下の1~7の事項を理解しました。

1. 第二東京弁護士会仲裁センター（以下、「当センター」という。）の和解あっせん手続は、当事者の話し合いを中立の立場のあっせん人（弁護士等）が支援し、当事者同士の話し合いでの解決を目指す手続です。あっせん人は中立の立場で当事者の話し合いを支援・仲介しますが、申立人の代理人でもありませんし、被申立人（相手方）の代理人でもありません。あっせん人が一方当事者から相談を受けることもできません。また、あっせん人が当事者を期日に出席させたり、あっせん人が当事者に和解させたりする強制力がある手続ではありません。
2. 当センターが申立てを受理した後は、いかなる事由があっても当センターに提出された書類は返還しません。当センターに提出する前に必ずお手元に控えをお取りいただくようお願いします。
3. 回答書、答弁書及び提出された証拠（書類）は受理した後、原則として相手方に全て送付されます。今後、追加で書面や証拠等を提出される場合も、原則関係者（あっせん人・相手方等）に全て送付されます。（あっせん人の判断で相手方に送付しない場合もあります。）あっせん人限り等の扱いを希望される場合は、その旨を分かるようにご記載のうえ、ご提出ください。
4. 被申立人（相手方）から出席回答があった場合は、期日を開催します。「期日」とは、当事者双方とあっせん人が集まって話し合う機会をいいます。期日には、あっせん人（弁護士等）が、当事者の中立の立場で同席します。
5. 当事者間の話し合いは原則として期日で行うことを想定しており、当事者の方には期日の間にその準備や検討をしていただきます。期日を開催せずに、メールや電話で当事者の意見の取次のみをすることは、運営上想定しておりません。
6. 和解あっせん手続は非公開であることが一つの特徴となっています。録音や録画は禁止されています。
7. 当センターの手続は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（「ADR法」）に基づく認証を受けていません。したがって、当センターの和解あっせん手續でADR法の「特定和解」として執行力がある和解合意をすることはできません。ただし、執行力がある和解を希望する場合、両当事者の同意を得た上で、仲裁法38条の和解に基づく仲裁判断（「38条決定」）等として、執行力がある和解合意を実現することができます。希望される場合は、期日の時にあっせん人にご相談ください。

氏名

印